

「京都市WEB版ハザードマップ」  
再構築業務委託  
特記仕様書

令和7年4月

京都市行財政局防災危機管理室

担当者：久保山、西原

連絡先：075-222-3210

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、京都市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する「京都市WEB版ハザードマップ」再構築業務委託（以下、「本業務」という。）の履行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（目的）

本業務は、利用者目線に立ち、より効果的な避難行動に直結する利用者目線に立った防災情報マップシステムを作成することで、今後の本市における防災対策に資することを目的とする。

### 第3条（関係法令等）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書、契約書その他、次の関係法令及び手引き等に基づくものとする。なお、これらは最新の改定内容に基づくものとする。

- (1) 災害対策基本法及び同施行令、同施行規則
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (3) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- (4) 「わかる・伝わる」ハザードマップのあり方について（国土交通省 ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会）
- (5) 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室ほか）
- (6) 浸水想定区域図データ電子化用ツールver.4.01操作マニュアル（国土交通省）
- (7) 洪水ハザードマップ作成のための「浸水想定区域図データ」利用ガイド（国土交通省）
- (8) 避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））
- (9) 京都府地域防災計画
- (10) 京都市地域防災計画
- (11) 京都市公契約基本条例、京都市公契約基本条例施行規則、京都市契約事務規則
- (12) 京都市個人情報保護条例
- (13) 京都市個人情報保護条例施行規則
- (14) 京都市情報セキュリティ対策基準
- (15) 京都市避難情報判断・伝達マニュアル
- (16) その他関係法令、通達、ガイドライン等

### 第4条（品質管理に関する公的資格要件）

乙は、適切かつ厳格な品質確保及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、次の公的資格を有することを証明できる書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) ISO9001（品質マネジメントシステム）

### 第5条（配置予定技術者等の要件）

受注者は、業務管理及び技術管理の一切の事項を処理し、業務実施計画・工程計画及び安全対策など適切に遂行させるために、次の(1)の実績を有するとともに(2)及び(3)の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置すること。

- (1) これまでに、京都市と以下の条件で同程度規模の地方自治体において、同種業務（WebGISを使ったWEBシステム改修及び構築）の業務経験があること。

#### 【条件】

都市：都道府県もしくは政令市（行政区の区分あり）、人口：約143万人、面積：約827km<sup>2</sup>、河川延長（一級河川）：約360kmのうち、いずれか

- (2) 管理技術者は、技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）もしくはRCCM（河川、砂防及び海

岸・海洋)の資格を有し、以下の資格要件のうち、2つ以上の資格を有すること。  
システムアーキテクト、ITサービスマネージャ、プロジェクトマネージャ

- (3) 照査技術者は、以下の資格要件をすべて有すること。  
技術士：情報工学部門、総合技術監理部門

なお、乙は管理技術者及び照査技術者を変更しなければならない特別な事情が生じた場合は、迅速に甲の承諾を受け、その後速やかに届出を行うこと。万一管理責任者を変更する事態が生じた場合は、業務の遂行に支障のないよう万全を期すること。

#### 第6条（提出書類）

乙は、契約締結後速やかに作業方法、使用する主要機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、契約締結後7日以内に甲と打合せを行い、甲の承認を得るものとする。

また、乙は、業務の着手及び完了にあたり、次に掲げる書類を提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理技術者届及び経歴書
- (2) 照査技術者届及び経歴書
- (3) 工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) 業務完了届
- (6) 契約金支払請求書
- (7) その他甲が指定する書類

#### 第7条（業務進捗報告・打合せ協議）

乙は、前条の業務実施計画書に基づき、本業務を円滑に遂行するため、適切な工程管理を行うとともに、業務の進捗状況を甲に報告する打合せ協議を実施するものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時及び業務完了時の3回を基本として、甲が求める時期に必要に応じて随時行うものとする。内容については、打合せ協議簿として乙が作成したうえで、甲に提出しその内容について承諾を得るものとする。

#### 第8条（関係公署への事務手続き）

本業務の実施において必要となる関係公署への事務手続きは、甲乙協議の上、乙が実施するものとする。手続きに要する費用については、乙の負担とする。

#### 第9条（成果品の帰属等）

本業務の成果品については、甲の管理及び帰属とし、乙は成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

#### 第10条（成果品の瑕疵）

成果品納入後、本仕様書の定めに適合しないものとして誤りが発見された場合は、乙の責任において速やかに修正するものとし、これに要する経費はすべて乙の負担とする。

#### 第11条（守秘義務）

乙は、本業務において知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。本業務が完了または解除された後においても同様とする。

#### 第12条（疑義）

本仕様書に記載ない事項および疑義が生じた場合は、速やかに甲に申し出るものとし、甲乙協議

のうえ甲の指示に従うものとする。

#### 第13条（貸与資料）

本業務を実施する上で、必要な資料は、甲より乙が貸与を受けるものとする。乙は、貸与された資料等の管理リストを作成し甲に提出する。資料等については、その重要性を認識し、破損、滅失、盗難、漏洩等の事故が発生することのないよう取扱い及び保管を厳重に行い、業務終了後は速やかにこれを返却するものとする。

#### 第14条（損害賠償）

乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、その発生原因・経過・被害の内容を甲に報告するとともに、損害賠償の請求があった場合は、乙の責任において一切を処理するものとする。

#### 第15条（成果品の納入先）

本業務の成果品の納入先は、京都市行財政局防災危機管理室とする。

#### 第16条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日とする。

#### 第17条（その他留意事項）

1) 本業務の特定事業者は、次年度以降、運用保守業務を委託することを予定する。

## 第2章 業務概要

#### 第18条（業務概要及び数量）

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 防災情報マップ提供機能構築
- (2) 印刷機能構築
- (3) ファイルアップロード機能構築
- (4) スマートフォン向け提供機能構築
- (5) 経路検索機能構築
- (6) 業務成果とりまとめ
- (7) 打合せ協議

#### 第19条（システム構築環境）

##### (1) 設置環境

本業務で、下記の要件を満たすサーバ類機器を調達し、機器調整、据付調整等を行うこと。なお、クラウドサーバに構築する場合は、発注者と設置環境・セキュリティ等の条件を提示し、承認を得ること。

表1 システム構築環境

No.	項目	詳細
1	設置場所	・市役所内サーバールーム設置既設ラック内 ・EIA 規格の 19 インチラック ・ハーフラックの範囲でマウント可能なサーバを調達すること
2	機器調達要件	・機能要件を整備可能なサーバ及び必要なネットワーク機器を調達すること ・5年間機器保証を付与すること

		・1世代以上バックアップデータを保管可能とすること
3	電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市よりサーバ等設置に必要な電源を提供する</li> <li>・電圧AC100V、消費電力の合計は、3kVA相当とする。</li> <li>・市が提供する30Aの電源コンセントに接続すること</li> <li>・UPSは市が調達した既設機器を使用すること。</li> </ul>
4	ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市よりインターネット公開用のWANセグメントを提供する。</li> <li>・市よりインターネット公開に必要なグローバルIPアドレス及びホスト名を提供する。</li> <li>・ホスト名は、市のDNSサーバで管理する。</li> </ul>

## (2) 非機能要件

### ア 性能

(ア) 約5,000ページ/時間を想定する。

(イ) 地図表示は操作完了から地図が表示されるまでの時間は、概ね5秒以内（良好な通信環境下）とすること。

### イ 動作保証

本調達の公告日時点でサポートされているOSにおいて、パソコン、スマートフォン、タブレット等の全ての情報端末から、以下のブラウザで本システムが利用できること。

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome
- ・Safari

### ウ 背景地図

背景地図は以下を搭載すること。

(ア) 地理院地図（淡色、写真、色別標高図）

(イ) 民間地図（地図、地形、写真）

導入する民間地図は、インターネット公開可能なこと。民間地図は受注者の責で指定・購入・設定すること。縮小・拡大等は多段階で縮尺変更できる仕組みであること。

### エ セキュリティ要件

京都市情報セキュリティ対策基準を遵守し、本市が要求する情報セキュリティ基準を満たすとともに次の対策を講じ、インターネットからのアクセスに万全を期すこと。

(ア) アクセス制御

「ユーザ認証」「権限制御」「パスワード管理」「不正ログインの防止」「改ざん検知」の機能を有すること。

(イ) 通信

SSL/TLSにより暗号化すること。また、SSL/TLSによる暗号化が利用できない場合は、代替案を本市に提示し承諾を得ること。

なお、暗号化に必要なサーバ証明書については、受託者が準備することとし、費用は本業務に含むものとする。

(ウ) ログの取得

セキュリティインシデントが発生した際に原因調査を可能とするために把握するために必要なログを取得すること。なお、取得したログは1年間保存すること。

(エ) バックアップの取得

定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧を可能とし、障害発生時は、速やかに復旧できるよう機能を実装するとともに、復旧手順を備えること。

(オ) 不正プログラム対策

導入機器にはウイルス対策ソフト及び定義ファイルは、常に最新のバージョンを適用し、スケジューリングにより定期的にウイルススキャンを行うこと。

(カ) 脆弱性対策

OSやソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。

(3) 機器調達

市役所内サーバールーム内に物理サーバを整備する場合は、下記の「ア WEBサーバ」から「オ その他ネットワーク機器」の要件を満たした機器を整備すること。

クラウドサーバに構築する場合においても、原則、同要件のリソースを払い出すこと。

ア WEBサーバ

WEB版ハザードマップのWEB機能を実装し、市民向け公開サイトを表示する機能を実現し、次の機能を備えること。

No.	要件	仕様
1	形状	ラックマウント型(1U程度)
2	OS	Windows Server 2022 (2031年10月14日サポート終了) 相当又はRed Hat Enterprise Linux 9 (2032年5月31日サポート終了) 相当を基本とすること。
3	CPU	8コア以上を搭載し、最繁時の運用においても十分な処理速度を提供可能な処理性能を備えること。
4	メモリ	16GB以上を搭載し、最繁時の運用においても十分な処理性能を提供可能な容量を備えること。
5	ローカルディスク	(1) 今後 10 年間の継続運用に必要な十分な容量を備えること。なお、容量に関しては 1,500GB 以上とするが、データ保管形式等により、当該容量以上の容量が必要な場合は、最適な容量の設備を導入すること。 (2) 最繁時の運用においても十分な処理性能を提供可能な回転速度、データ転送能力を備えること。 (3) RAID 機能による冗長性を備えること。
6	ネットワーク	(1) 規格：1000BASE-T (2) ポート数：運用に必要なポート数を備えること。
7	電源系	AC100V
8	サーバ監視	サーバのCPU、メモリ、ディスク容量を監視し、サーバ状態を監視すること。(監視機能を別サーバで実装も可)

イ DBサーバ

WEB版ハザードマップのデータベース、ファイルストレージとしての機能を実現し、次の機能を備えること。

No.	要件	仕様
1	形状	ラックマウント型(1U程度)
2	OS	Windows Server 2022 (2031年10月14日サポート終了) 相当又はRed Hat Enterprise Linux 9 (2032年5月31日サポート終了) 相当を基本とすること。
3	CPU	8コア以上を搭載し、最繁時の運用においても十分な処理速度を提供可能な処理性能を備えること。
4	メモリ	16GB以上を搭載し、最繁時の運用においても十分な処理性能を提供可能な容量を備えること。

5	ローカルディスク	(1) 今後 10 年間の継続運用に必要な十分な容量を備えること。なお、容量に関しては 650GB 以上とするが、データ保管形式等により、当該容量以上の容量が必要な場合は、最適な容量の設備を導入すること。 (2) 最繁時の運用においても十分な処理性能を提供可能な回転速度、データ転送能力を備えること。 (3) RAID 機能による冗長性を備えること。
6	ネットワーク	(1) 規格：1000BASE-T (2) ポート数：運用に必要となるポート数を備えること。
7	電源系	AC100V
8	サーバ監視	サーバのCPU、メモリ、ディスク容量を監視し、サーバ状態を監視すること。（監視機能を別サーバで実装も可）

#### ウ バックアップサーバ

WEB版ハザードマップのバックアップするための装置であり、次の機能を備えること。

なお、保守対応等により定期的にバックアップを確実にを行う運用環境を構築する場合は、本設備の導入は割愛可能とするが、その際のバックアップメディアの保管に関しては、セキュリティ対策のため危機管理センターのサーバ室に行うこと。

No.	要件	仕様
1	形状	ラックマウント型(1U程度)
2	OS	Windows Server 2022・Windows Server IoT 2022 for Storage (2031年10月14日サポート終了) 相当、又はRed Hat Enterprise Linux 9 (2032年5月31日サポート終了) 相当を基本とすること。
3	ローカルディスク	(1) WEBサーバ、DBサーバを2世代バックアップ可能な容量とすること。 (2) 最繁時の運用においても十分な処理性能を提供可能な回転速度、データ転送能力を備えること。 (3) RAID機能による冗長性を備えること。
4	電源系	AC100V

#### エ FW

外部回線と内部回線の間接続しセキュリティを確保するための装置であり、次の機能を備えること。

No.	要件	仕様
1	形状	ラックマウント型
2	ポート構成	将来の拡張を踏まえ運用に必要な十分なポート数を備えること。
3	機能	ステートフルインスペクション、NAT、VPN
4	処理能力	最繁時の運用においても十分な処理速度を提供可能な処理性能を備えること。

#### オ ネットワーク機器

(ア) 本システムの運用保守に当たってはリモート保守を想定し、それに必要なネットワーク機器等を受注者で整備すること。

(イ) リモート接続にあたっては、VPN接続でセキュアな通信とすること。

(ウ) 接続元は保守業者の固定IPアドレスのみ許可し、利用者及び通信を最小限としてセキュ

- アな保守環境とすること。  
 (エ) その他、システムを構成するうえで必要となるネットワーク機器は全て整備すること。

カ クラウドサーバ構築時の要件

クラウドサーバ上に構築する場合の製品は、(一財)全国地域情報課推進協会が推進する地域情報プラットフォーム(GISユニット製品)に準拠した登録製品であることを前提条件とし、京都市が求める機能要件を全て満たすクラウドサービスを導入すること。

また、クラウドサーバ構築で必要となる①システム及びデータ搭載設計、②システム設定、③総合試験・テストサイト構築・受入試験、④データセットアップ・システム調整・本サイト構築等を、本市へ設計等の早い段階で提案し、了承を得たうえで作業を進めること。

(4) 保証期間

WEBサーバ、DBサーバ、バックアップサーバについては、機器保証5年を付与すること。

L2-SW、FW、VPNルータについては、機器保証5年を付与もしくは予備機を調達すること。

第20条(機能要件)

導入するシステムは下記機能要件表の機能を全て満たすこと。併せて、以下の利用が可能なシステムを導入すること。

- 1) 災害リスクの解説、重ね合わせ機能やマイマップ作成などの操作方法の解説を搭載すること。
- 2) 地図表示は、(別表1)に示す。また、第3条(関係法令等)に示すガイドライン等を参考とすること。
- 3) 凡例の表示内容の検討は本業務に含まれない。凡例の表示内容は別途データ整備業務にて、作成した凡例情報を付与すること。
- 4) 検索した避難経路などを記したのものなど、自分用に加工したマップを作成し印刷できる機能を搭載すること。
- 5) スマートフォンで表示する場合も以下の機能を基本とするが、レイアウト等スマートフォン版での表示を行う場合の機能は発注者と協議のうえ決定するものとする。

【機能要件表】

分類	機能	内容
地図表示機能	縮尺変更機能	全市表示から1/2500程度の縮尺まで5段階以上の縮尺で表示可能とすること。 ピンチインアウトによる地図の拡大縮小操作を可能とすること。 表示する地図が小縮尺(京都府全域など)でも表示できること。
	スクロール機能	マウスのドラッグ操作により、地図のスクロールができること。
	主題・レイヤ選択機能	レイヤについて、選択表示ができること。 レイヤの表示・非表示がチェックのみでできること。 ベクトル地図とラスタ地図の重ね合わせ表示ができること。
	レイヤ表示機能	洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域といった主題情報について、分かりやすい凡例とすること。 洪水浸水想定区域図等、内水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、推定震度分布、液状化危険度分布の主題情報をカテゴリー別に取りまとめ地図上に表示可能とすること。 複数の主題情報を選択し、地図上で重ね合わせて表示できるようにすること。洪水と土砂災害の重ね合わせ、内水と土砂災害の重ね合わせ等、レイヤを組み合わせて表示できるようにすること。 同種の主題情報を地図上でまとめて表示し、1河川の洪水浸水想定区域図等の表示、複数河川の洪水浸水想定区域等の表示を可能とすること。
	属性表示機能	主題情報について、選択した主題図の属性情報(洪水浸水想定区域であれば河川名や浸水深)を表示可能とすること。
	背景図切り替え機能	背景図は以下の地図を切り替え可能とすること。 地理院地図(淡色、写真、色別標高図)

分類	機能	内容
	レイヤ表示切替機能	地図の表示縮尺に応じたレイヤ表示の切替えができること。
	凡例表示機能	ベースマップ、主題データ等の凡例を表示できること。
	URL表示・リンク転送機能	表示されている地図の位置をURLとして表示できること。 公開用システム及びケータイGIS向けの各URLをそれぞれリンク転送できること。
	地図サイズ変更表示機能	防災情報マップ等表示された地図は、縮尺や端末の画面解像度に合せて自動で調整されて表示できるものとする。 地図の表示サイズを表示端末の解像度に合わせて変更できること。
検索機能	住所検索機能	住所をキーワード入力により検索し、該当場所の地図を表示できること。 複数の住所が検索された場合は、検索結果リストを表示し、該当する住所を選択することにより、該当場所の地図を表示できること。
	その他検索機能	システムで取り扱うハザード情報を検索可能とすること。 検索結果リストを表示し、該当情報を地図表示可能とすること。
	属性表示機能	地図上の主題データをクリックすることにより、その属性データを表示できること。 クリックした場所に複数の主題データが重なって検索された場合は、検索結果リストを表示し、該当する主題データを選択することにより、その属性データを表示できること。 属性データとともに、添付ファイル(画像ファイル・文書ファイル)を参照できること。
計測機能	距離計測機能	描画した線分の距離計測ができること。
	面積計測機能	描画した多角形の面積計測ができること。
出力機能	印刷機能	画面上に表示されている地図を印刷できること。 縮尺値指定により印刷できること。 印刷前にプレビュー表示による印刷イメージを確認できること。 スケールバー等を印刷できること。 システム表示中の地図表示について、用紙サイズをA4縦横、A3縦横のいずれかで利用者が選択し、PDF出力、ブラウザの印刷出力を可能とすること。 印刷時に属性の有無を選択可能とすること。 主題情報に合わせた凡例を添付可能とすること。
経路探索機能	経路探索機能	地図検索による検索地点及び地図上の選択地点をクリックする等し、経路探索ができること。 詳細は甲乙協議のうえ決定する。 検索した避難経路などを記したするなど、印刷できる機能を搭載すること。
その他機能	串刺し検索機能	地図上をクリックした際、複数の主題情報に関する情報をまとめて表示可能とすること。
	ファイルアップロード機能	300MB以下のハザードマップデータ等をイラストレーターファイル及びPDFファイルを250件までシステム内で登録管理が可能とすること。 専用ページを設け、パスワードログインでファイルのアップロード、ダウンロードを可能とすること。(本機能を活用し、別途作成する紙版ハザードマップのオリジナルデータの最新版を保管することを想定している。) 管理者が不要と判断したファイルについては、ファイルを削除可能とすること。
	解説ページ	操作・機能説明のための解説ページが参照できること。
	簡易地図作成機能	地図上に任意のアイコンやライン、ポリゴン、文字列を追加した画像を作成できること。
	管理者機能	市職員が避難所他ポイントデータの修正を操作可能な機能を整備すること。

### 第3章 業務内容

#### 第21条 (計画準備)

本業務の実施方針の検討を行い、人員体制、業務工程、使用機材等を実施計画書にとりまとめの上、甲に提出するものとする。また、本業務のシステム開発環境は、乙の社内において環境整備し、作業の計画準備を行うものとする。

#### 第22条（資料収集・整理）

本業務に必要な資料を甲より収集し、作業に必要な整理を行うものとする。甲より貸与する資料は、次の（別表1）を基本とし、その他必要なものは甲乙協議の上、決定するものとする。

【別表1】

#### システムで表示対象とするデータについて

- ・本市域に含まれる土砂災害警戒区域及び特別警戒区域  
京都府建設交通部砂防課 土砂災害警戒区域等指定箇所情報：  
<https://www.pref.kyoto.jp/dosyashitei/shiteitop.html>
- ・本市域に含まれる国管理河川の洪水浸水想定区域図  
国土交通省淀川河川事務所 洪水浸水想定区域図：  
（想定最大規模、計画規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食））  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/maintenance/possess/sotei/index.html>
- ・本市域に含まれる京都府管理河川の洪水浸水想定区域図  
京都府建設交通部砂防課 京都市の洪水浸水想定区域図：  
（洪水予報河川、水位周知河川、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川）  
[https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui\\_sinsui/01kyoto.html](https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/01kyoto.html)
- ・本市域に含まれる雨水出水浸水想定区域図（内水浸水想定区域図）  
京都市上下水道局下水道部計画課：
- ・京都市域に含まれる断層の推定震度分布
- ・京都市域に含まれる断層の液状化危険度分布
- ・市内の学区界
- ・その他、第3条(3)に定める対象物

（備考）

データについては甲から乙に貸与するものとするが、甲の了解のうえ乙が関係各所に問い合わせのうえ取得することも可能とする。

データ形式はShape形式もしくはPDF形式とする。

上記に表示するURLについては、最新情報であることを確認すること。

その他、上記以外のことについては、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### 第23条（防災情報マップ提供機能構築）

##### （1）システム設計

本システム構築における主たる機能は以下とした上で、機能検討を行うこと。

- 1) 地図表示
- 2) 情報表示
- 3) 住所検索
- 4) GIS データダウンロード
- 5) 管理者機能

検討結果を以下のシステム設計書を取りまとめること。

- ①画面設計書
- ②データベース設計書

## (2) システム構成検討

システムを稼働させるために必要となるシステム構成を検討し、システム構成図を取りまとめること。

## (3) システム構築

- 1) 各検討により決定した機能及び構成によりシステムを構築すること。

## (4) システム導入

- 1) 構築したシステムのインストール及び動作試験を実施し、正常に動作することを確認する。  
なお、各種証明書の取得・インストールを含む。
- 2) 職員向けの操作マニュアル及び運用保守手順書を整備すること。

## (5) ソフトウェア調達

- 1) イラストレーター（ライセンス1本）を調達すること。

## 第24条（保守運用の提案）

これまでに述べた機能を有するWEBハザードマップを構築した上で、令和8年度から開始する保守運用について構築業者で行うことを想定している。このため、以下の条件の下、保守運用の内容について提案すること。

### （条件）

- ・保守運用費（R8～）は毎年4,070千円以下とする。構築環境にクラウドを採用する場合、クラウド運用費も含めること。
- ・レイヤの追加・更新、オブジェクトの修正等の作業は必須とする（最低年1回以上）
- ・ユーザーインターフェースの改善、ソフトウェアの軽微なチューニング含む。
- ・受託者は21条に示した非機能要件を満たすことを前提としたサービスレベルアグリーメント（SLA）を定め提示すること。
- ・サーバの稼働状況を遠隔で定期的に監視し、障害検知時は第27条のとおり対応すること。

## 第25条（障害対応・利用解約後について）

システム障害が発生した場合は、次に掲げる障害対応を行うこと。

### （1）対応時間

月曜日から金曜日まで（祝日、振替休日、国民の休日及び年末年始（12月29日から1月4日まで）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に連絡を受けた障害については、12時間以内に一次通知を行うこと。なお、それ以外の時間帯についても、システムの停止を伴う重大な障害が発生した場合等については必要な対応を行うこと。

### （2）内容

- 1) 障害連絡受付窓口の設置  
対応時間内及び対応時間外における連絡受付窓口を設置すること。
- 2) 障害対応

障害が発生した場合は、次のとおり障害対応を行うこと。

- ① 直ちに障害部分を切り離し、影響の拡大を最小限に抑えること。
- ② サーバ本体の障害時に、当該サーバの待機系サーバがある場合は、サーバの切替えを行うこと。
- ③ 障害がシステムそのものに起因することが判明した場合は、直ちに復旧のために必要な措置を行うこと。

#### 第26条（業務成果のとりまとめ）

検討結果を報告書としてとりまとめること。また、本業務の履行期間は令和8年3月31日までとするが、甲によるテスト運用やそれに伴う内容の微修正も考慮し、作業としては令和8年2月末日までに完了させること。

#### 第27条（打合せ協議）

本業務を円滑に進めるために、打ち合わせ協議を実施するものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時及び業務完了時の3回を基本として、その他必要に応じて随時行うものとする。

#### 第28条（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、納品媒体については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 1) 報告書（A4版） 1部
  - 2) 電子データ（正・副） 2部
  - 3) プログラム（サーバ稼働内） 1式
- ※クラウドサービスの場合は不要とする。

## 個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複製又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。